

会議録

会議の名称	西東京市高齢者保健福祉計画検討委員会・第6回会議
開催日時	平成23年11月10日（木曜日）午後4時35分から午後6時00分まで
開催場所	西東京市役所保谷庁舎 保健福祉総合センター6階 講座室2
出席者	委員：市川座長、須加副座長、饗場委員、新井委員、石井委員、五十里委員、海老澤委員、小山委員、齊藤委員、高岡委員、高橋委員、中村委員、新野委員、橋岡委員、山西委員、吉岡委員 事務局：福祉部長、高齢者支援課長、介護保険担当課長以下3名
議題	(1) 第5回会議録の確認について (2) 西東京市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第5期）の素案について (3) その他
会議資料の名称	配布資料： 高齢者保健福祉検討委員会第5回会議録 西東京市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第5期）の素案 西東京市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第5期）の素案「第2部 基本理念の実現に向けた施策の展開」の内容 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第5期）策定検討の枠組み（11月）
記録方法	☐ 全文記録 ☐ 発言者の発言内容ごとの要点記録 ☒ 会議内容の要点記録
会議内容	

1. 開会

2. 議題

(1) 第5回会議録の確認について

○座長：

会議録の確認をさせていただきたい。訂正はあるか。

○委員：

3ページの最後の行の「法人後見まで行かなくて」を「法人後見は行っておらず」に訂正してほしい。

○座長：

その部分を訂正して、承認されたものとする。

(2) 西東京市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第5期）の素案について

○事務局：

（資料2、資料3説明）

○委員：

資料2の1ページの最後の行では、「健康長寿のまちづくりを「自助」、「共助」、「公助」の視点」とあるが、24ページの図、44ページには、「互助」も加わっているので、合わせてほしい。また、23ページの「基本方針4 住み慣れた暮らしを支えるしくみの実現」と「基本方針5 安心して暮らせる住まいとまちの実現」の内容が漠然としている。また、27ページの重点施策の「福祉会館、福祉センターでの取組の充実」の中で「地域包括支援センターと連携して掘り起こしを行い」ということが書かれているが、「掘り起こし」という言葉に抵抗を感じる。「掘り起こし」という言葉は、30ページの図でも使われている。また、資料2の34ページの「保健・福祉・医療の連携体制の充実」では、西東京市介護保険課題調整○委員会のことが盛り込まれていてよかった。また、資料3の2ページの「2.多職種連携のための情報の共有」には、「連携連絡票の作成」や「各医療機関における活用のルール」という文言の記載がありよかった。また、「4.在宅療養を支えるための後方支援体制の構築」の中で、緊急一時入院や介護者支援のためのレスパイト入院について記述がある。これは西東京市介護保険課題調整○委員会の中で、検討されている内容である。現在、病院と診療所の連携は進み始めており、その内容が次期計画に位置づいていてよかった。また、「5.看取りについての教育、市民への意識啓発」については、病院の在院日数が減っている中で、在宅で亡くなるということに対して関係職が同じ方向を向いて支援しなければいけないという課題があるので、計画に盛り込んでいただけてよかった。

○事務局：

「自助」、「互助」、「共助」、「公助」については、44ページで文献に基づき説明しているが、整理していきたい。23ページの基本方針の内容については、できる限り分かりやすくしていきたい。

○座長：

「自助」、「互助」、「共助」、「公助」の使い方はきちんと決めたほうがよい。

○委員：

資料3の2ページの「6.在宅歯科医療連携の推進」について、口腔内ケアを改善することが誤嚥性肺炎等を防ぐことにつながる。「食環境の改善」の前に「口腔内ケアの改善」ということが必要になるので、文言を追加してほしい。

○委員：

資料2の24ページの図の「近隣の住民同士が支え合える地域」については、「※要援護者の発見、見守り、災害時の支え合い」という説明のみで、具体的な範囲の説明が書かれていないが、どのような範囲の地域のことか。

○事務局：

自治会・町内会、隣組等の小学校通学区域より小さい様々な地域のまとまり、コミュニティをイメージしている。

○座長：

社会福祉協議会の見守り活動の範囲になるのではないか。

○委員：

資料3の1ページに「地域包括支援センターの機能の充実」が書かれているが、もっと具体的に書かれているとよい。しかし、地域包括支援センターの仕事自体がファジーなものなので、このままでもよいかもしれない。地域との関係性についての記述が追加されていてよかった。

○委員：

「地域包括支援センター」という記述が多く箇所に出てきており、資料3の1ページの記述で役割がまとめられているのか疑問である。地域包括支援センターがどこまでの役割を担っているか明記したほうがよい。

○座長：

地域包括支援センター運営協議会でも議論が必要である。地域包括支援センターをバックアップするしくみが必要である。

○委員：

24ページの図の「地域包括支援センター地区（8地区）」や「小域福祉圏（小学校通学区域）（20地区）」については、25ページの図で具体的に示しているのか。

○事務局：

25ページの図は「日常生活圏域（4地区）」の区分と地域包括支援センターの位置を示している。

○委員：

8地区と20地区は重なる部分があるのではないか。

○事務局：

その通りである。

○委員：

24ページのように書かれると、重なるところがなく、きちっと分類されているように見える。

○座長：

「小域福祉圏」は「小地域福祉圏」ではないのか。現計画と日常生活圏域の範囲に変わりはないということである。もう少し日常生活圏域の範囲が狭い方が良いのではないかという議論があったことを記録として残してほしい。

○委員：

資料3の21ページの「1.災害時要援護者の支援体制に整備」について、2年前に民生委員で対象者把握のための訪問調査を行った。最近になって危機管理室から救急医療情報キットの配布がはじめられた。高齢者支援課はどのように動いているのか。進んでいるのか。

○事務局：

災害時要援護者について、他市では要介護者に限っているところが多い。西東京市では65歳以上であれば、要介護度、世帯構成で限定せずに希望を聞いた。その結果、14,000人から申込みがあった。健康な人でも、いざという時のために申し込んだ人が多かったようである。そのため、14,000人のデータを入力し、要介護度別、家族形態別等に整理するのに1年間かかった。そこから個人情報の審議会にかけて、危機管理室に個人情報をおわたした。その後、また個人情報の審議会にかけて、警察、消防で名簿を共有した。今年度になり、住民基本台帳や介護保険データと連動できるようなシステムを導入した。今年度はモデル地区で、緊急性の高い要援護者から個別支援計画をつくっている。

○座長：

取組みは進んでいるようだが、経過説明が必要だったように思う。

○委員：

資料2の29ページの下から5行目は、「地域包括支援センター」が主語になっているが、よいのか。また、29ページには、「認知症サポーターの活用」という文言が2箇所に出てくるが、活用策を具体的にしたほうがよい。また、先ほど意見があったが、44ページに急に「互助」という言葉が出てくるので、整理が必要である。資料3の18ページの「8.主任ケアマネジャーの育成」について、西東京市では熱心に取り組んでいるが、さらに質の向上を図るということで計画に位置付けていただきありがたい。

○座長：

「互助」と「共助」は合わせてもよいかもしれない。介護保険は「共助」なのかという議論もある。検討してほしい。目次には「第4部 計画の推進体制」がある。「関係機関・組織・団体との連携強化」という項目があるので、地域包括支援センター単独でやることではないということを記述して、地域包括支援センターの役割を軽減したほうがよい。

○委員：

資料3の15ページの「2.利用料の軽減」について、「医療ニーズの高いサービスについて導入を図ります。」とあるが、医療ニーズの高いサービスのみで導入するということなのか。

○委員：

前回の介護保険運営協議会では、訪問看護への導入は検討中ということだったが、議会では導入すると答弁している。決定なのであれば、詳細を教えてください。

○事務局：

詳細は決まっていない。次回の介護保険運営協議会では、保険料について議論するので、その中で議論していただきたい。

○座長：

実施するという方針で、実施方法について検討しているということである。

○委員：

前回の介護保険運営協議会では、「低所得者」という記載もなかったのだが、趣旨が変わってきているのか。

○事務局：

前回は表題が「低所得者に対する負担軽減策」となっている。

○副座長：

資料2の42ページの「権利擁護の推進」では、記載がある施策は2つのみである。しかし、西東京市では親族がいない方について市長申立も行っているので、書いたほうがよい。また、平成24年度からの老人福祉法の改正では、市民後見人の育成が市町村の業務になった。そのことも記載したほうがよい。次に、通常は本人の財産や年金等から後見人の報酬を払うことになっているが、財産や年金等が無い人の後見人の報酬について、国は市町村の地域支援事業の中で位置づけることができると言っている。西東京市ではどのように考えているのか。

○委員：

西東京市では、市民後見人、つまり社会貢献型後見人の養成を進めている。現在、3人の方がいらっしゃるが、報酬については基本的にボランティア的意識でやっていただくものになっている。

○事務局：

実際に行っている施策が記載されていないので精査したい。また、市長申立は年間数件ある。地域包括支援センターの中でも社会福祉士を中心に権利擁護について検討しているチームがあるので、そのような取り組みも記載したい。

○副座長：

堀田力先生は、後見人は無報酬でやるべきではないと言っている。西東京市でも、後見人の報酬について検討してほしい。また、資料2の17ページの「3 人材の育成と確保」では、西東京市が事業者のために実施する研修会について記載があるが、出席しない事業者も多いと思う。そのため、西東京市介護保険連絡協議会訪問介護分科会では、事業者名簿に研修会への参加の有無を記載している。他の分科会でも出席していない事業者があると思うので、公表を検討したほうがよいのではないか。公表について、計画に記載していただくようお願いしたい。

○座長：

成年後見制度への取り組みは社会福祉協議会総体としての取り組みを明らかにして、必要な予算措置を検討すべきである。また、研修会等への出席については、努力が見えるようにするのは必要なことだが、一方で、なぜ出席できないのかということを考える必要がある。在宅サービスは小規模な事業者が多い。日程、場所等、研修会を実施する側にも努力が必要だと思う。

○委員：

資料3の21ページの「3.高齢者緊急短期入所サービス」は、虐待だけのためのものではないと思う。

○事務局：

家族介護者のレスパイトケアのためにも実施しているので、記載方法を検討する。

○委員：

資料3の14ページの「1.介護給付の適正化」、15ページの「3.保険料収納率向上の取組」は力を入れて実施してほしい。12ページの「1.わかりやすい広報活動の充実」については、すべての事業者の情報等、多くの情報をホームページで公開してほしい。13ページの「4.介護保険連絡協議会の充実」は、有料老人ホームについても分科会があると思うが、事業者が増えているので、連携・指導に力を入れてほしい。

○委員：

4つの日常生活圏域があるが、圏域同士の連携、情報共有は行われているのか。

○委員：

地域包括支援センターの管理者が参加して、4つの連絡会を毎月行っている。また、日常生活圏域ごとに地域包括ケア会議を行っている。

○委員：

4つの圏域間で連携はとれていないのか。

○事務局：

今後の検討課題とさせてほしい。

○委員：

地域包括支援センター運営協議会は市内全域になるのではないか。

○座長：

地域包括支援センター運営協議会は市役所が開催し、とりまとめている。

○委員：

先ほど言い忘れたが、4つの連絡会にも市役所の職員が参加している。

○座長：

第4部の推進体制でまとめられればよいのではないか。

○委員：

施策ごとに目標と実施する部署を記載してほしい。

○座長：

大枠でよいので、担当部署が分かるようにするという事だと思う。調整するしくみも必要になる。

○委員：

資料3の17ページの「人材の育成と確保」は施策が細かくありよいが、市役所職員の介護に携わる人についても育成が必要である。最近では、職員が直接現場を見ることが少なくなっているのではないか。すぐに異動しないで、長期間、介護に携わる人がいるとよい。

(3) その他

○事務局：

本日、発言できなかったご意見がある人は11月14日の月曜日までに事務局まで連絡していただきたい。その後のパブリックコメントまでの計画素案の修正は、事務局と座長に一任してほしい。

(異議なし)

○事務局：

今後、パブリックコメントを12月1日から1か月間行う。また、12月16日、17日に市民説明会を市内4箇所で開催する。次回は、1月12日（木曜日）の介護保険協議会の後に実施する。